

- ◆ 平成23年3月の震災発生以降、仮設住宅としての国家公務員宿舎の提供、仮設住宅用地やがれき置き場としての未利用地等の無償貸付を実施。同年9月には、各省庁管理の財産も含め、復興のために地方公共団体が活用可能な国有財産の情報を東北財務局が一元的に提供した結果、被災市町村の仮設庁舎や復興公営住宅敷地などとして活用された。更に、津波で壊滅的な被害を受けた国の石巻港湾合同庁舎新庁舎を石巻市の備蓄倉庫と合築し、同市が「津波避難ビル」に指定。復興後の安心して暮らせるまちづくりのための取組も推進。
- ◆ 27事務年度(27年7月～28年6月)は、福島財務事務所において、廃止宿舎を町役場仮庁舎として提供するなど、引き続き、復興に向けた取組を支援。
- ◆ 今後も国有財産の活用を通じて被災地域の復興支援に取り組むほか、地域と連携しつつ国公有財産の有効活用によるまちづくりを支援していく。

1. 成果事例の概要等

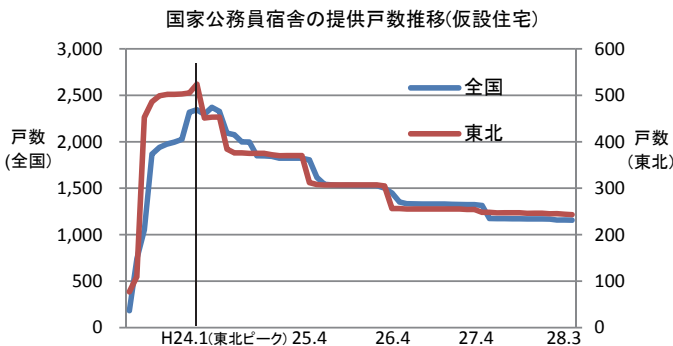
① 被災地支援のための国有財産の活用

東北財務局(管内財務事務所を含む)では、平成23年3月以降、地方公共団体を通じて、被災者向け仮設住宅として国家公務員宿舎を提供しているほか、未利用地等を仮設住宅用地やがれき置き場等として提供。

また、被災地域の復興とまちづくりに寄与するため、東北地域に所在する利用可能な各省庁所管財産の情報を「国有財産の活用に関する窓口一元化財産リスト」として全国に先駆け23年9月から地方公共団体に提供。

その結果、復興公営住宅敷地や町役場の支所等に活用(復興公営住宅2団体、役場庁舎等10団体)。

復旧、復興に伴い、提供した財産の返還も見られるものの、仮設住宅(用地・宿舎)、仮設庁舎等として利用が継続している財産も多い。



② 国の合同庁舎を石巻市と合築(津波避難ビル)

被災した石巻港湾合同庁舎の建替整備を行うにあたり、石巻市から復興計画に沿う避難場所と備蓄倉庫の機能を持つ「津波避難ビル」としての合築要望(24年6月)があり、津波後の電力・水の持続的な供給、1Fをピロティ形式として事務室を上階に、津波避難施設として屋外階段を設置、5Fに市の備蓄倉庫、屋上に避難スペースを整備した合同庁舎を建設(26年5月)。



| |
|-------|
| 5F(市) |
| 4F(国) |
| 3F(国) |
| 2F(国) |
| 1F(国) |

これら国有財産の提供は、復興支援の取組として被災地域に貢献。

2. これまでの取組の成果等

◆27事務年度の復興に向けた支援の取組(福島財務事務所ほか)

○ 左記の提供済の国有財産に関しては、引き続き、当局が地方公共団体と連携して、活用状況をフォローするほか、国有財産の継続利用等必要な処理を当局で実施。

○ こうした中、福島財務事務所は、東日本大震災の原発事故により全町避難を余儀なくされている大熊町から、中通り地方への避難者約1,700人に対応するため、二本松市に設置していた「中通り連絡事務所」の移転先として、「国有財産の活用に関する窓口一元化財産リスト」に記載された合同宿舎「郡山住宅(第二地区)」(福島県郡山市、2,420.84㎡、宿舎削減計画廃止対象財産)を利用したいとの要望を受け、27年10月28日付で同町と、同宿舎及びこれに隣接する宿舎未利用部分(170.20㎡)の無償貸付契約を締結。

同町では、当該未利用部分を仮設庁舎に、同宿舎等を倉庫として利用(28年4月開所)。中通り地方で同町からの避難者が最も多い郡山市に同町の連絡所が設置されることにより、避難者の利便性向上とコミュニティ維持に寄与。



3. 今後の課題と東北財務局及び福島財務事務所ほかの対応

◀今後の課題▶

○ 被災地の復興事業等の進捗状況を踏まえつつ、国と地方における国公有財産の最適利用(エリアマネジメント)に向けた地域全体の「まちづくり計画」への参画、更なる地方公共団体との連携体制の構築、公的施設の整備を含めたまちづくりの実現が課題。

◀今後の東北財務局及び福島財務事務所ほかの対応▶

○ 地方公共団体首長等との対話などを通じた国有財産の地域での活用促進に向けた取組の継続及び財務本省との連携。

○ 「国有財産の活用に関する窓口一元化財産リスト」を活用した国有財産の情報を継続的に地方公共団体へ提供。